



第102期 事業報告書

令和6年4月1日～令和7年3月31日

当金庫の概要

設立 大正13年6月4日
本店 千葉市中央区中央2丁目4番1号
出資金 17,858百万円
会員数 75,704名
預金 1,132,277百万円
貸出金 611,616百万円
店舗数 千葉県内49店舗
役職員数 749名
営業地区

千葉県千葉市、木更津市、成田市、習志野市、市原市、船橋市、市川市、松戸市、佐倉市、八千代市、東金市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、茂原市、君津市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、香取市、館山市、鴨川市、富津市、我孫子市、柏市、流山市、白井市、富里市、山武市、旭市(旧香取郡干潟町に限る)、南房総市、大網白里市、印旛郡、山武郡(横芝光町は、旧横芝町に限る)、長生郡、香取郡、安房郡、夷隅郡大多喜町、茨城県取手市(旧取手市に限る)、稲敷市(旧稲敷郡東町に限る)、北馬馬郡、稲敷郡河内町

[令和7年3月31日 現在]

金庫理念

〔私たちの使命〕 ^{あゆ}ともに歩む。

地域とともに歩み、経済・文化の発展のお役に立ちます。
地域の人々の豊かな明日を築くお手伝いをします。

〔私たちの経営〕 ^{あす}たしかな明日へ。

先進性と健全さを合わせ持った経営で、心のこもったサービスを提供します。
人を活かし福祉の充実をはかって、働きがいのある職場をつくります。

〔私たちの行動〕 ^{ほこ}^も誇りを持ってはつらつと。

常に能力を磨き、より高い目標にチャレンジします。
誠意と熱意あふれる行動で、お客さまの信頼と期待に応えます。

第102期 事業報告書

目次

ご挨拶	③
貸借対照表	⑤
損益計算書	⑦
貸借対照表 注記	⑨
損益計算書 注記	⑳
剰余金処分計算書	㉑
第102回通常総代会決議ご通知	㉒
総代会制度・選任方法	㉓
庶務の概要	㉔
店舗所在地	㉕

会員の皆様には、平素より格別なご愛顧を賜り、深く感謝申し上げます。

ここに、千葉信用金庫「第102期事業報告書」をお届けいたします。

令和6年度の日本経済は、回復基調を維持し、日経平均株価は史上最高値を更新したものの、依然として物価の高騰や慢性的な人手不足は懸念材料であり、最近では米国による関税措置の影響により、株価や為替相場は乱高下し、経済情勢は不透明感を増しております。

そのような環境下のもと令和6年度は第8次中期経営計画「未来は今、この瞬間から」の初年度として、本中期経営計画終了時を見据えた「千葉信用金庫ビジョン」の実現に向け、役職員一丸となって取り組みました。

業務推進においては、「ちばしんビジネスサポートローン」等事業性融資を積極的に推進した結果、令和7年3月期の貸出金残高は前期比54億円増加の6,116億円となりました。

預金は、年金振込口座等の推進を積極的に行うも、貯蓄から投資への動きや個人の消費活動の活発化による個人預金の減少に加え、地公体預金の減少により令和7年3月期の預金積金残高は、前期比70億円の減少となる1兆1,322億円となりました。

収益につきましては、令和7年3月期の業務収益が140億円となり、金融機関の本業の利益を示すコア業務純益は28億円を確保、当期純利益は19億円となりました。

令和6年度に当金庫は創立100周年の大きな節目を迎え、令和7年度は次の100年に向けての第一歩となる年度であります。

お客様から選ばれる金融機関になるという気概を持ち、「千葉信用金庫ビジョン」の達成および地域社会の持続的な発展を目指し、これからも全力を尽くしてまいります。

今後とも変わらぬご支援と一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年6月

理事長 宮澤 英男

第102期貸借対照表

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

科 目	金 額
(資産の部)	百万円
現 金	12,603
預 け	330,795
買 入 金 銭 債 権	144
有 価 証 券	178,821
国 債	30,196
地 方 債	41,497
社 債	46,691
株 式	72
そ の 他 の 証 券	60,362
貸 出 金	611,616
割 引 手 形	1,232
手 形 貸 付	29,142
証 書 貸 付	565,208
当 座 貸 越	16,032
そ の 他 資 産	7,752
未 決 済 為 替 貸 付	407
信 金 中 金 出 資 金	5,202
前 払 費 用	57
未 収 収 益	1,466
そ の 他 の 資 産	617
有 形 固 定 資 産	15,119
建 物	3,504
土 地	10,641
リ ー ス 資 産	2
その他の有形固定資産	970
無 形 固 定 資 産	216
ソ フ ト ウ ェ ア	123
その他の無形固定資産	93
繰 延 税 金 資 産	3,417
債 務 保 証 見 返	229
貸 倒 引 当 金	△ 2,523
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,259)
資産の部合計	1,158,192

(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額
(負債の部)	百万円
預 金 積 金	1,132,277
当 座 預 金	16,058
普 通 預 金	726,425
貯 蓄 預 金	5,159
通 知 預 金	1,185
定 期 預 金	364,872
定 期 積 金	8,412
そ の 他 の 預 金	10,164
そ の 他 の 負 債	3,075
未 決 済 為 替 借 付	435
未 払 費 用	967
給 付 補 填 備 金	5
未 払 法 人 税 等	18
前 受 収 益	163
払 戻 未 済 金	90
職 員 預 り 金	617
リ ー ス 債 務	2
資 産 除 去 債 務	63
そ の 他 の 負 債	711
賞 与 引 当 金	290
退 職 給 付 引 当 金	162
役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	82
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	179
偶 発 損 失 引 当 金	193
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,261
債 務 保 証	229
負 債 の 部 合 計	1,137,754
(純資産の部)	
出 資 金	17,858
普 通 出 資 金	7,858
優 先 出 資 金	10,000
資 本 剰 余 金	3,806
資 本 準 備 金	3,806
利 益 剰 余 金	15,367
利 益 準 備 金	3,636
そ の 他 利 益 剰 余 金	11,731
特 別 積 立 金	7,000
(うち優先出資消却積立金)	(7,000)
当 期 未 処 分 剰 余 金	4,731
処 分 未 済 持 分	△ 259
会 員 勘 定 合 計	36,774
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 17,984
土 地 再 評 価 差 額 金	1,649
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 16,335
純 資 産 の 部 合 計	20,438
負債及び純資産の部合計	1,158,192

第102期損益計算書

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

科 目	金 額	
	千円	千円
経 常 収 益		14,807,269
資金運用収益	12,523,116	
貸出金利息	8,643,699	
預け金利息	1,923,802	
有価証券利息配当金	1,833,149	
その他の受入利息	122,465	
役務取引等収益	1,459,101	
受入為替手数料	514,565	
その他の役務収益	944,535	
その他業務収益	36,932	
国債等債券償還益	327	
その他の業務収益	36,604	
その他経常収益	788,118	
貸倒引当金戻入益	516,246	
償却債権取立益	252,727	
株式等売却益	400	
その他の経常収益	18,743	
経 常 費 用		12,550,689
資金調達費用	708,413	
預金利息	704,028	
給付補填備金繰入額	1,053	
その他の支払利息	3,331	
役務取引等費用	1,395,158	
支払為替手数料	153,811	
その他の役務費用	1,241,346	
その他業務費用	819,741	
国債等債券売却損	193,813	
国債等債券償還損	620,248	
その他の業務費用	5,678	
経 費	9,105,170	
人 件 費	5,592,795	
物 件 費	3,195,585	
税 金	316,790	

(令和6年4月1日から令和7年 3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
その他経常費用	522,205	
貸出金償却	115,559	
株式等売却損	2,633	
その他資産償却	40,651	
その他の経常費用	363,360	
経 常 利 益		2,256,579
特 別 利 益		4,360
固定資産処分益	4,360	
特 別 損 失		321,147
固定資産処分損	79,699	
減 損 損 失	241,448	
税引前当期純利益		1,939,792
法人税、住民税及び事業税	18,086	
法人税等調整額	△ 1,299	
法人税等合計		16,786
当期純利益		1,923,005
繰越金(当期首残高)		2,678,301
土地再評価差額金取崩額		130,684
当期末処分剰余金		4,731,991

貸借対照表 注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～49年
その他	3年～20年

- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

また、破綻懸念先の債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができている債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一

定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は32,691百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は、各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際の翌事業年度から費用処理しております。

また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- ① 制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）
年金資産の額 1,832,300百万円

年金財政計算上の数理債務の額と
最低責任準備金の額との合計額 1,853,684百万円
差引額 △21,384百万円

- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和6年3月分）
0.8407%

- ③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金156百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

また、上記①及び②については、入手可能な直近時点（貸借対照表日以前の最新時点）の年金財政計算に基づく実際数値を記載しております。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

13. 役務取引等収益は、役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

14. 固定資産に係る控除対象外消費税は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

15. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

【貸倒引当金】 2,523百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を与える可能性があります。

【繰延税金資産】 3,417百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

【有形固定資産】 15,119百万円

【無形固定資産】 216百万円

固定資産の減損判定に係る各資産のキャッシュ・フローについては、将来の事業計画等に基づき見積っております。当該見積もりは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、将来の実績が見積もりと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、有形固定資産および無形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

16. 子会社等の株式又は出資金の総額 10百万円

17. 子会社等に対する金銭債務総額 0百万円

18. 有形固定資産の減価償却累計額 13,687百万円

19. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部及び営業車輛については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。なお、個々のリース資産に重要性が乏しいため、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、通

常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

20. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 5,387百万円

危険債権額 10,017百万円

三月以上延滞債権額 69百万円

貸出条件緩和債権額 2,398百万円

合計額 17,873百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,232百万円であります。

22. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産 有価証券 1,660百万円

現金 18百万円

担保資産に対応する債務 預金積金 297百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として定期預金45,000百万円、当座貸越担保10,000百万円を差入っております。また、その他の資産のうち保証金は190百万円であります。

23. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は△4,425百万円であります。

24. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は2,211百万円であります。

25. 出資1口当たりの純資産額 88円42銭

26. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金融経済環境の変化に伴い発生する諸リスクを把握し、資産及び負債の総合管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として貸出金、有価証券、預け金です。これらは、それぞれ信用リスクや金利変動リスク、為替リスクなどに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスク、金利リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部、経営管理部、債権管理部、企業サポート部により行われ、また、理事会等に審議・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスクは、市場資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

当金庫は、市場リスク管理方針の下、経営方針、経営計画等に則り当金庫の規模・特性に見合った適切な市場リスク管理態勢を構築することで、業務の健全性及び適切性を確保することとしており、市場リスク管理に係る管理部門と役割については、市場リスク管理規程に定めています。市場リスク管理に係る意思決定機関を理事会とし、市場リスクを総合的に管理する機関を常務理事会としています。

経営管理部は、リスク統括部門として業務執行部門との独立性を確保する態勢とし、市場リスクの統括的な管理を行い、有価証券等運用に係る市場リスクの定量的把握・分析や運用状況のモニタリングを通じて、市場資金部や営業統括部に対する牽制機能を発揮しています。市場資金部は、有価証券等運用業務を執行するとともに、日常的な市場リスク管理

を行っています。有価証券等運用業務の執行にあたっては、市場資金部内のフロントオフィス（運用部門）とバックオフィス（事務管理部門）を分離し、相互牽制機能を発揮しています。営業統括部は、市場リスクに十分注意を払いつつ営業推進及び企画業務を執行しています。

経営管理部は、主にVaRにより市場リスクを計量化し、年度ごとに決定されるリスク資本配賦運営の枠組みの中で、警戒水準及びリスクリミットを設定して管理しています。また、市場リスクを複数のカテゴリに区分し、カテゴリ別のリスク量のモニタリングも行っています。さらに、金利リスクについては、VaRによる市場リスクの管理に加え、自己資本に対する△EVEの比率に警戒水準及びリスクリミットを設定し、別途管理しています。

また、経営管理部担当役員を委員長とし関連部門長を構成員とするALM委員会が組織されており、市場リスクについて検証・評価・協議し、常務理事会に付議または報告する態勢としています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当金庫では、預け金、コールローン、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、貸出金、預金積金、譲渡性預金、職員預り金に関する市場VaR（金利・株価・為替）の算出にあたっては分散共分散法（観測期間5年、保有期間1年、信頼区間99.0%）を採用し、コールローン、買入金銭債権、有価証券のうち仕組債に係る信用VaRについてはモンテカルロ・シミュレーション法（シミュレーション回数10万回、信頼区間99.0%）を併用しております。

令和7年3月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で3,206百万円となっております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を記載しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	330,795	328,990	△1,804
(2) 有価証券	178,737	177,689	△1,048
満期保有目的の債券	44,481	43,433	△1,048
その他有価証券(*3)	134,255	134,255	—
(3) 貸出金(*1)	611,616	—	—
貸倒引当金(*2)	△2,485	—	—
	609,130	610,392	1,261
金融資産計	1,118,663	1,117,072	△1,591
(1) 預金積金(*1)	1,132,277	1,128,290	△3,987
金融負債計	1,132,277	1,128,290	△3,987

- (*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
- (*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (*3) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については28.から30.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下、「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額(マイナス金利については、「0%」にて算出しております。)

金融負債

(1) 預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。(マイナス金利については、「0%」にて算出しております。)なお、残存期間が短期(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	10
非上場株式(*1)	62
組合出資金(*2)	11
合 計	84

- (*1) 子会社・子法人等株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
- (*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	99,795	95,000	125,000	11,000
有価証券	5,218	39,867	38,881	82,785
満期保有目的の債券	—	12,592	31,889	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	5,218	27,275	6,692	82,785
貸出金(*)	112,658	194,544	126,090	158,379
合 計	217,671	329,411	289,971	252,164

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	973,722	158,067	37	451
合計	973,722	158,067	37	451

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下30.まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
時価が貸借対照表 計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	900	900	0
	小計	900	900	0
時価が貸借対照表 計上額を 超えないもの	国債	23,689	23,013	△675
	地方債	—	—	—
	社債	15,392	15,081	△310
	その他	4,500	4,437	△62
	小計	43,581	42,532	△1,048
合計		44,481	43,433	△1,048

その他有価証券 (単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	—	—	—
	債券	6,672	6,634	37
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	6,672	6,634	37
	その他	13,079	12,149	930
	小計	19,751	18,783	967
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—
	債券	71,732	84,263	△12,531
	国債	6,507	8,013	△1,506
	地方債	41,497	51,315	△9,817
	社債	23,727	24,934	△1,207
	その他	42,772	49,193	△6,420
	小計	114,504	133,456	△18,952
合計		134,255	152,240	△17,984

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	1,307	—	193
国債	1,307	—	193
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	7,952	7	555
合計	9,260	7	748

30. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。なお、当事業年度における減損処理はございません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりです。

時価がある有価証券については、時価が帳簿価額に比べ30%以上下落した場合、債券については、格付や発行会社の財政状態などを考慮し、株式については、時価の推移や発行会社の財政状態を考慮し、また投資信託については、時価の推移を考慮して判断しております。

時価がない有価証券については、実質価額が帳簿価額に比べて50%以上下落しているかなどを考慮して判断しております。

買入金銭債権については、時価が帳簿価額に比べ30%以上下落した場合、格付等考慮し判断しております。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は34,638百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が18,796百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	1,898百万円
貸倒引当金	8,035百万円
退職給付引当金	1,110百万円
その他	565百万円
繰延税金資産小計	11,610百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-百万円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	8,192百万円
評価性引当額小計	8,192百万円
繰延税金資産合計	3,417百万円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	-百万円
繰延税金資産の純額	3,417百万円

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（令和7年3月31日）（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	合計
	税務上の繰越欠損（*1）	—	645	1,252
評価性引当額	—	—	—	—
繰延税金資産	—	645	1,252	1,898（*2）

（*1）税務上の繰越欠損は実効税率を乗じた額であります。

（*2）将来の収益力の見積りにより課税所得の発生が見込めるため、当該繰延税金資産を回収可能と判断しております。

（追加情報）

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の28.7%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については29.5%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は72百万円増加し、再評価に係る繰延税金負債は34百万円増加し、土地再評価差額は同額減少しております。

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 子会社との取引による収益総額 500千円
子会社との取引による費用総額 204,348千円

3. 出資1口当たり当期純利益 12円 33銭

4. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当該事業年度における顧客との契約から生じる収益は 1,394,939千円であります。

5. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

（単位：千円）

地 域	主な用途		種 類	減損損失
千 葉 市	店	舗	建 物	4,642
佐 倉 市	店	舗	土地及び建物	153,869
君 津 市	店	舗	土地及び建物	82,936
合 計				241,448

営業用店舗については、営業店（本店、各支店）毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産を、グルーピングの最小単位としております。

本部、倉庫、グラント等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから本部共用資産としております。また、各出張所（ATM稼働店舗）は母店より切り離し、各出張所をグルーピングの最小単位としております。

地価の下落等により、店舗3ヶ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額241,448千円を「減損損失」として、特別損失に計上しております。

当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は、土地は時価、建物は再調達原価法による評価にて算定しております。

第102期剰余金処分計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	4,731,991,686 円
剰 余 金 処 分 額	193,000,000
利 益 準 備 金	193,000,000
普通出資に対する配当金	(年-%) -
優先出資に対する配当金	(年-%) -
特 別 積 立 金	-
(うち優先出資消却積立金)	-
繰越金(当期末残高)	4,538,991,686

(注) 優先出資に対する配当率は、発行価額に対する配当率であります。

以上のとおりの報告いたします。

令和7年6月18日

千葉信用金庫

理事長 宮澤英男
専務理事 落合謙
専務理事 保科和彦
常務理事 中村裕二
常務理事 石橋英樹
常勤理事 田岡政信
常勤理事 酒巻康史
常勤理事 野口剛
常勤理事 根元幸子
理 事 平野恵子
理 事 比企真
理 事 奥山敬二

以上監査の結果、適法正確かつ相違ないことを認めます。

常勤監事 足立進
監 事 榎本雅也
※監 事 志村隆

※監事は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。
なお、千葉第一監査法人による監査の結果、適正と認められております。

第102回通常総代会決議ご通知

令和7年6月18日

会員各位

千葉信用金庫

理事長 宮澤英男

本日開催の当金庫第102回通常総代会において、決議いたしました事項は下記のとおりでございますのでご通知申し上げます。

敬 具

記

決議事項

- 第1号議案 第102期(令和6年度)剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 総代候補者選考委員の選任の件
- 第3号議案 出資会員除名の件

以 上

総代会制度について

- 信用金庫は、株式会社の銀行とは異なり会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念とする協同組織金融機関です。会員は、出資口数に関係なく1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、実際は会員数が大変多いことから、全ての会員が参加する総会の開催は不可能です。そこで、当金庫では会員の総意を代表する総代を地区毎に選考し、総代による総代会制度を採用しております。
- 総代会は、決算事項の承認、定款変更、理事・監事・総代選考委員の選任等の重要事項を決議する当金庫の最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に会員1人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されますよう、会員の中から適正な手続きを経て選任された総代により運営されております。
- 当金庫では、総代会に限定することなく、日常の業務を通じて会員の皆様とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代候補者の選考基準

1. 当金庫の会員であること
2. 当金庫の理事でないこと
3. 人格・識見がすぐれ、正しい判断ができる者
4. 当金庫の理念・使命を十分理解している者
5. その他、総代選考委員、または金庫が適格と認めた者

総代選考委員の選考基準

1. 当金庫の会員であること
2. 地域における信望が厚く、信用金庫の使命を十分理解している者
3. 地域の事情に明るく、人格・識見ともに優れている者
4. その他、金庫が適格と認めた者

総代とその選任方法

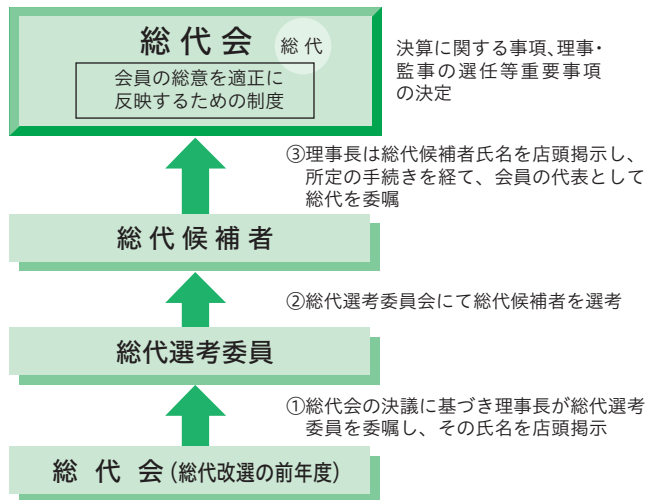
●総代の任期・定数

1. 総代の任期は3年です。
2. 総代の定年は75歳とします。ただし、任期中に定年を迎えた場合、任期満了をもって定年といたします。
3. 総代の定数は120人以上150人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
4. 令和7年3月末現在の総代数は141人で会員数は75,704人です。

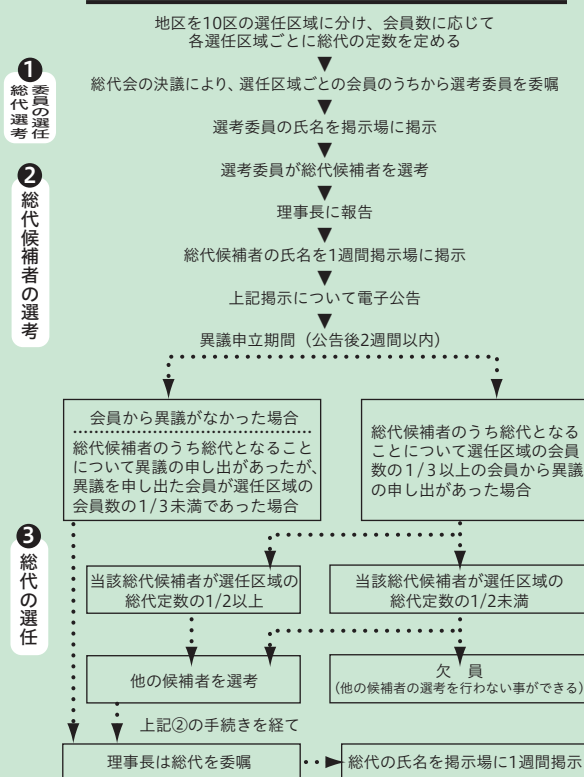
●総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映させる重要な役割を担っております。当金庫の総代の選考は、「総代選考規程」に基づいて次の3つの手続きを経て選任されます。

1. 会員の中から総代選考委員を選任する。
2. 総代選考委員が総代候補者を選考する。
3. 総代候補者を会員が信認する。



総代が選任されるまでの手続きについて



庶務の概要

令和6年

◇総代会

6月19日 第101回通常総代会を開催し、下記事項の報告並びに議案を可決しました。

1. 報告事項

第101期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)業務報告、貸借対照表及び損益計算書の報告の件

2. 決議事項

- (1) 第101期(令和5年度)剰余金処分案承認の件
- (2) 総代候補者選考委員の選任の件
- (3) 出資会員除名の件
- (4) 任期満了に伴う理事・監事選任の件
- (5) 退任理事・監事に対する退職金支払いの件

◇登記事項

4月3日 出資総口数及び出資の総額変更登記をしました。

◇地区別総代懇談会

12月3日 令和6年度地区別総代懇談会を開催しました。

12月10日

— お 願 い —

お届けの住所または居住等に変更がございましたら当金庫までご連絡ください。ご連絡がないことによって、当金庫がお客様(会員)に送付しました通知が到着しない場合、または継続して返送されてきた場合には、以後の通知は行わないことがありますのでご了承ください。

店舗所在地

・本店	千葉市中央区中央2丁目4番1号	☎ 043-225-1118 (代)
・稲毛支店	千葉市稲毛区稲毛東3丁目16番9号	☎ 043-243-9101 (代)
・幕張支店	千葉市花見川区幕張町5丁目478番地2	☎ 043-273-7161 (代)
・五井支店	市原市五井中央西1丁目21番地18	☎ 0436-22-1196 (代)
・寒川支店	千葉市中央区中央2丁目4番1号	☎ 043-225-1118 (代)
・牛久支店	市原市牛久897番地7	☎ 0436-92-1251 (代)
・八幡支店	市原市八幡1073番地	☎ 0436-41-1351 (代)
・白旗支店	千葉市中央区白旗3丁目11番13号	☎ 043-264-7373 (代)
・姉崎支店	市原市姉崎60番地1	☎ 0436-61-5111 (代)
・津田沼支店	習志野市津田沼5丁目14番5号	☎ 047-453-4171 (代)
・作草部支店	千葉市稲毛区作草部1丁目12番3号	☎ 043-253-1511 (代)
・誉田支店	千葉市緑区誉田町3丁目24番地1	☎ 043-291-2221 (代)
・桜木支店	千葉市若葉区桜木4丁目16番1号	☎ 043-232-2591 (代)
・園生支店	千葉市稲毛区園生町174番地5	☎ 043-255-1411 (代)
・千葉駅北口支店	千葉市中央区弁天1丁目15番3号	☎ 043-206-3611 (代)
・花園支店	千葉市花見川区花園5丁目3番7号	☎ 043-273-2021 (代)
・園生草野支店	千葉市稲毛区園生町406番地66	☎ 043-287-0711 (代)
・三山支店	船橋市三山8丁目33番1号	☎ 047-476-0711 (代)
・都町支店	千葉市中央区都町1丁目18番10号	☎ 043-233-0001 (代)
・都賀支店	千葉市若葉区西都賀1丁目14番5号	☎ 043-251-1105 (代)
・国分寺台支店	市原市国分寺台中央7丁目1番地7	☎ 0436-21-2151 (代)
・千種支店	千葉市花見川区千種町107番地3	☎ 043-257-5501 (代)
・青柳支店	市原市青柳1706番地1	☎ 0436-21-6111 (代)
・八街中央支店	八街市中央9番地11	☎ 043-443-2021 (代)
・佐倉支店	佐倉市大崎台1丁目1番地4	☎ 043-484-2021 (代)
・四街道支店	四街道市中央1番地7	☎ 043-422-2331 (代)
・芝山支店	山武郡芝山町小池1127番地1	☎ 0479-77-1415 (代)
・東金支店	東金市東金1050番地	☎ 0475-52-4131 (代)
・志津支店	佐倉市上志津1825番地	☎ 043-487-7281 (代)
・大和田支店	八千代市大和田287番地	☎ 047-484-1081 (代)
・富里支店	富里市七栄320番地	☎ 0476-93-1225 (代)
・成田支店	成田市上町549番地	☎ 0476-22-2521 (代)
・三里塚支店	成田市三里塚53番地	☎ 0476-35-2011 (代)
・白井支店	白井市笹塚2丁目1番3号	☎ 047-492-0301 (代)
・印西支店	印西市大森3809番地	☎ 0476-42-2611 (代)
・我孫子支店	我孫子市寿2丁目3番5号	☎ 04-7182-1301 (代)
・赤坂支店	成田市赤坂2丁目1番16	☎ 0476-26-3211 (代)
・中央支店	木更津市中央1丁目4番6号	☎ 0438-25-2121 (代)
・大佐和支店	富津市岩瀬831番地2	☎ 0439-65-1341 (代)
・久留里支店	君津市久留里市場173番地	☎ 0439-27-2221 (代)
・富津支店	富津市大堀2丁目2番地1	☎ 0439-87-0811 (代)
・袖ヶ浦支店	袖ヶ浦市奈良輪1丁目6番地1	☎ 0438-62-2411 (代)
・木更津支店	木更津市大和2丁目3番1号	☎ 0438-25-5611 (代)
・君津支店	君津市中野4丁目1番10号	☎ 0439-52-2266 (代)
・清見台支店	木更津市清見台南1丁目1番1号	☎ 0438-98-4711 (代)
・岩根支店	木更津市高砂2丁目4番34号	☎ 0438-41-5111 (代)
・平川支店	袖ヶ浦市横田1211番地1	☎ 0438-75-6111 (代)
・長浦支店	袖ヶ浦市長浦駅前1丁目4番地1	☎ 0438-62-3411 (代)
・君津東支店	君津市南子安4丁目21番10号	☎ 0439-52-3911 (代)

(令和7年5月末現在)



この印刷には環境に配慮した「水なし印刷」と「NonVOCインキ」を採用しています。

ホームページ <https://www.shinkin.co.jp/chibaskb/>